

議案第 9 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>[(5) 及び (6) 略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>[(5) 及び (6) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。